

平成28年3月17日

関東包装工場建設事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
川崎市川崎区鈴木町1番1号
味の素株式会社川崎事業所
理事 川崎事業所長 伊藤 善計
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
関東包装工場建設事業
川崎市川崎区鈴木町1番1号（味の素株式会社 川崎事業所内）
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成28年3月17日（木）
- 4 問合せ先
味の素株式会社 川崎事業所 総務・エリア管理部
川崎市川崎区鈴木町1番1号
電話番号 044-222-1114

（川崎市環境局環境評価室担当）
電話 044-200-2156

(仮称) 関東包装工場建設事業に係る条例環境影響評価審査書

平成 28 年 3 月

川 崎 市

はじめに

関東包装工場建設事業（以下「指定開発行為」という。）は、味の素株式会社川崎事業所（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区鈴木町 1 番 1 号の約 1.5ha の区域において、既存の液体調味料工場及び倉庫等を廃止・撤去し、新たに地上 3 階建ての包装工場を建設するものである。なお、本事業は、敷地面積及び建築面積は現状と同等であり、エネルギー使用量及び排水量は現状よりも少なくなることから、既存の施設と同等以下の規模になる。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 27 年 12 月 25 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：味の素株式会社 川崎事業所
代表者：理事 川崎事業所長 伊藤 善計
住 所：川崎市川崎区鈴木町1番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：関東包装工場建設事業
種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当及び同表備考の2（1）の適用により第3種行為に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区鈴木町1番1号
区域面積：14,597 m²
用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

包装工場の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分	計画地	
	面積 (㎡)	割合 (%)
計画建物	6,129	42.0
緑化地	3,675	25.2
駐車場	844	5.8
車路等	3,949	27.0
合計	14,597	100.0

ウ 建築計画等

施設種類・名称		建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	最高高さ (m)	緑被率 (%)
新設	計画建物	6,129	9,909	鉄骨	地上3階	16.15	25.2

エ 製品製造等の計画

項目	計画内容
生産能力	約 2,400 千ケース/年
生産工程	原料をコンテナバックにより搬入し、個袋充填、箱詰めを行い、パレットに積み付けした後、隣接する物流倉庫に搬出する。
運転計画	稼働時間 : 14.3 時間/日 (8:20~22:40) 年間稼働日数 : 251 日 (原則、日曜・祝日・指定日(第2、4土曜等)は休業)

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、包装工場の建設であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.042ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.056mg/m³ で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³ 以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.141ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質が 0.068mg/m³ で、環境基準（0.20mg/m³ 以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.042ppm、浮遊粒子状物質が 0.054mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

本計画では土壌汚染について、既存建物の解体・撤去及び計画建物の建設に先立ち土壌調査を行い、その際に汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、適切な汚染土の処理・処分を行うとしている。さらに、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認の上、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、417.67 m³と予測している。また、計画地内の土壌は、土壌硬度が硬く、泥岩塊の混入が多いことから根の伸長阻害を生じる可能性があり植栽土壌として不適であると予測している。これに対し、粗耕運及び土壌入れ替えや土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成に適した植栽基盤の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 25.2%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足し、川崎事業所内の緑との一体性に配慮することで、これらと調和した緑環境を創出すると予測している。さらに、樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られる

としている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、川崎事業所南側の敷地境界において 64.0 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 69.0 デシベルで、環境基準（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の包装機械等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、川崎事業所南側の敷地境界において 48.0 デシベルで、いずれの時間区分も環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夕：65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、屋外に設置する大型の設備機器は、できる限り川崎事業所の敷地境界から離れた場所に配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、川崎事業所南側の敷地境界において 48.0 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）

を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時間帯において、昼間が 46.6 デシベル、夜間が 46.0 デシベルで、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の包装機械等の稼働に伴う振動レベルの最大値は、川崎事業所南側の敷地境界において 28.0 デシベルで、いずれの時間区分も環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、定期的に包装機械等の整備、点検を行い、整備不良・機器の劣化等による振動を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

オ 廃棄物等（産業廃棄物）

(ア) 産業廃棄物

工事に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら 5,692.1 トン、金属くず 987.8 トン、アスファルトコンクリートがら 787.4 トン等、合計 8,481.4 トンで、このうち 6,959.0 トンについては原材料や燃料等として資源化を図ることから、資源化率 82.1%と予測している。これらの建設工事に係る産業廃棄物は、分別の上、保管し、法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託し適正に処理としている。また、撤去する建築物から発生するアスベストについては、非飛散性の石綿含有産業廃棄物として 649.7 トンが発生すると予測し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）等に基づき、許可業者に収集運搬、処分を委託し、適正に処理する計画としている。さらに、工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使

用型資材を使用することにより、廃棄物の発生量を低減するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、事前調査の結果から撤去する建築物の建材中から非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に当たっては、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」などの関係法令に基づき適正に対応すること。

カ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間帯の交差点需要率は交差点A（大師消防出張所前交差点）において0.228で、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9を下回り、車線別の混雑度は0.074～0.266で、円滑な交通処理が可能とされる混雑度1.0を下回ると予測している。また、踏切a（鈴木町第1踏切）における交通流については、踏切閉鎖時に最大で200m以上の車列が見られるものの、踏切閉鎖1回当たりには到着する工事用車両台数は1台程度であり、踏切の交通流へ与える影響は小さいと予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全について、工事用車両（大型車）ルートはおおむねマウンドアップ、植樹帯、ガードレール等により歩車分離がなされているが、工事用車両ルートの一部は指定通学路になっている。また、工事用車両（小型車）ルートのうち市道港町4号線は、交通安全施設による歩車分離がなされておらず、市道港町6号線は、白線により歩行者が通行可能な空間があるものの、交通安全施設による歩車分離がなく、信号機が整備されていない横断歩道が1か所みられることから、歩行者に対する安全への配慮が必要になると予測している。これに対し、工事用車両（大型車）の運転者ととともに、工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していること及び工事用車両ルートの一部が指定通学路になっていることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

キ 温室効果ガス

本計画における二酸化炭素排出量は、LED 照明などの高効率照明機器の採用等の二酸化炭素排出抑制対策により約 1,566 トン-CO₂/年と予測している。また、二酸化炭素排出抑制対策を講じなかった場合と比較すると、対策を講じた場合の二酸化炭素排出削減量は約 23 トン-CO₂/年で、その削減の程度は約 1.4%と予測している。さらに、計画施設を幾つかのゾーンに分けて空調設備を導入し、効率的な運用を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組が求められていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成27年	12月25日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
平成28年	1月12日	条例準備書公告、縦覧開始
	2月25日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	3月17日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付